

庶民の教育



寺子屋・私塾の開設数

旧都市名	開設数
勢多郡	145
群馬郡	213
多野郡	75
北甘楽郡	151
碓氷郡	85
吾妻郡	140
利根郡	136
佐波郡	*90
邑楽郡	75
山田郡	65
新田郡	113
前橋市	25
高崎市	19
桐生市	19
合計	1,351



勢多郡域における寺子屋・私塾の師匠の身分
 (『群馬県教育史』第1巻より作成)
 (『群馬県史』通史編6より)

この史料は、江戸時代の手習いの手本です。江戸時代の中期以降、寺子屋（手習塾、手習所ともいう）は庶民の教育機関として各地にできました。寺子屋の教育内容は、「読み・書き」の二科目を教えたところか最も多く、次いで「算術（そろばん）」を加えた三科目を教えたところもありました。しかし、中心は習字で、手習うことを通して手習い読ませ、文字や文章の意味を理解させようとした。ここから、法令・教訓・消息（手紙文）・地理・歴史・産業・理数などに関する様々の手習手本（往来物という）が作られ、用いられました。

上の手習手本は下久方村（現桐生市）の寺子屋松声堂の女師匠である田村觀子が弟子（弟子）の吉田元次郎のために書いた手習い手本です。右上の史料は最初に習う「いろは」で、平仮名を学びます。中央の史料は「名頭字尽」で人名によく用いられる文字を学びます。この手本では、「源平藤孫彦弥善久又徳半基勘伊定長清……」の字が書いてあります。

左上の史料はその次に習う「国尽」で当時の国名を学びます。史料では東山道八ヶ国として「近江・美濃・飛騨・信濃・上野・下野・陸奥・出羽」が書かれています。

(参考資料)『群馬県史』通史編6 537～593頁

(昭和11年「群馬県庶民教育史調査票」より作成)
 *印は概数

(『群馬県史』通史編6より)